観峰館所蔵朝鮮古碑拓本解説（一）

田中俊明

一、秥蟬県神祠碑（龍岡秥蟬祀山碑銘）

〔朝拓―002〕【図1―1】

楽浪郡の一県の長官・次官が赴任先の山神と民のために祠堂を建て、そこで祈った内容を記す碑文で、朝鮮半島に残る碑としては最古のものである。一般には「秥蟬（ねんてい）県神祠碑」とよぶ。

平壌の西、平安南道温泉郡城峴里にある於乙洞土城（城峴里土城。当時は龍岡郡海雲面城峴里。【図1―2】）から、東北に四八〇メートル離れたところに立っていた（【図1―3】・【図1―4】、現在もそこにあるかどうかは不明）。一九一三年に今西龍が古蹟調査の一環で於乙洞土城を訪れたとき、碑の存在を知り採拓し、楽浪郡時代のものとわかって公表して、一般に知られるようになった。

碑石の大きさは、高さが下端にある界線より上で一五一センチ、上端は欠落している。幅は一〇九センチ、厚さは一二センチである。行ごとの界線もある。

これまでの釈文をもとに、わたしなりの釈文を示せば、

1　□□年四月戊午秥蟬長浡□
2　□建丞屬國會□□衆□立
3　□神祠刻石辭曰
4　□平山君德配代嵩承天幽□
5　□佑秥蟬興甘風雨惠閏土田
6　□壽考五穀豊成盜賊不起
7　蟄臧出入吉利咸受神光

となる。「秥蟬長」とは、楽浪郡の秥蟬県の県長を指す。楽浪郡は、紀元前一〇八年に漢の武帝が平壌を中心に設置したもので、『漢書』地理志には、改編後の前七五年以後の楽浪郡二五県を記している。そのなかの五番目の県として「黏蟬」がみえている。『後漢書』郡国志（実際には『続漢書』）には、楽浪郡は一八県で、そのやはり五番目に「占蟬」がみえる。「秥」「黏」「占」は通じる。平壌市楽浪区域にある楽浪土城（楽浪郡治址に推定される）から多くの封泥が出土しているが、そのなかに「黏□長□」「黏蟬丞印」がある。『漢書』百官公卿表によれば、一万戸以上の県の長官は県令で、それ以下は県長と称する。一九九〇年代のはじめ、平壌市楽浪区域の統一街建設にあたっての発掘調査において、貞栢洞三六四号墳から木板三枚が出土した。初元四年（前四五）の紀年をもつ、楽浪郡の県別の戸口簿である。そこに「占蟬、戸千卌九、多前十三、口陸千三百卅二、多前二百陸」とみえ、その時点で秥蟬県の戸数が一〇四九、

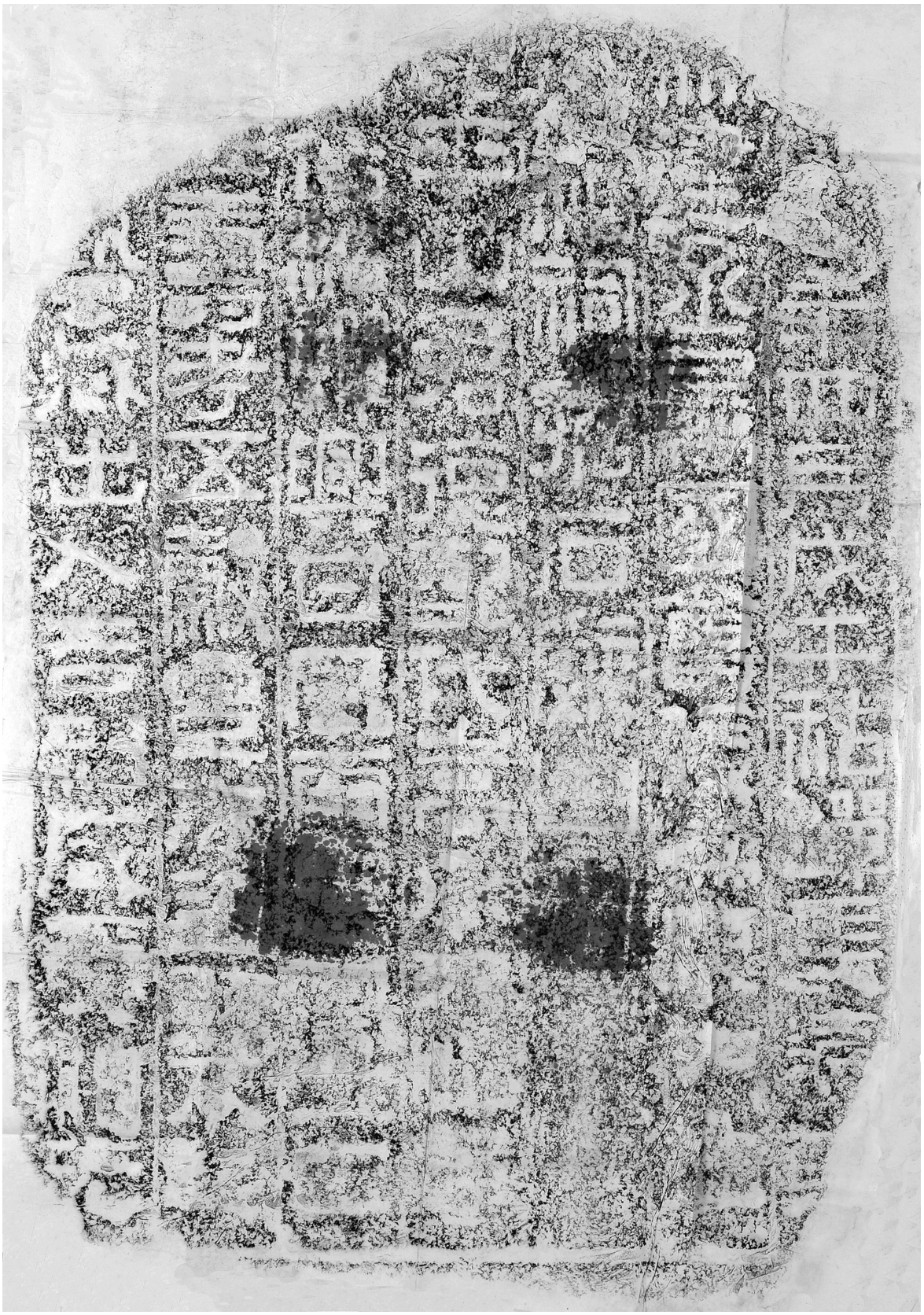

【図1-1】龍岡秸蟬祀山碑銘拓本（144.0×101.7cm　朝拓―002）

【図1-3】秣蟬県神祠碑１（『朝鮮古蹟図譜』一、
朝鮮総督府、一九一五年　図版一二五「秣蟬碑全景」）

【図1-4】秣蟬県神祠碑２（前掲『朝鮮古蹟図譜』一
図版一二九「碑閣建設後ノ秣蟬碑」）

【図1-2】於乙洞土城（『朝鮮遺跡遺物図鑑２』
朝鮮遺跡遺物図鑑編纂委員会、一九八九年）

口数が六三三二であったことがわかる（その前回の調査時には一〇三六戸、六一二六人であった）。漢の辺境の郡であり、戸数の規定は厳密ではなく、封泥を通して県令であったことがわかる朝鮮・屯有・帯方の三県でも、戸口簿では一万戸に満たない。黏蟬県は、郡のなかで中くらいの県であり、その長官が「秥蟬長」ということである。この碑の存在から、於乙洞土城が黏蟬県の県城であることが明確になった。発見されている県城址は多くなく、県名がわかる例は限られている。

二行目の「建」は「遼」と読む意見もあるが、「建」は明確である。つづく「丞」は、県丞で次官である。「建」を建てるという動詞とみて、県長が建てて、県丞がほかのことをした、と考えられなくもないが、県長と県丞とがつづけて記されているとみるほうがよさそうである。従って「建」は、県長の名の一部と考える。「丞」につづく「屬國」は、遼東属国のことで、県丞の出身地をいうものであろう。およそ、次のように読むことができる。

□□□年四月戊午、秥蟬長たる涔氵(地名。渤海か)の□建（人名）、丞たる屬國の會□（人名）、衆の灬（爲（為）に□して、神祠を立□（建）し、石に刻む。辭に曰わく、

「□平山君。徳は代（泰山）・嵩（嵩山）に配し、天の幽□を承け、秥蟬を□佑す。甘い風雨を興し、土田を恵閏し、壽考を□□し、五穀豊成し、盜賊起こらず、□□蟄臧し、出入に吉利あり、咸な神光を受く」と。

「徳配」は「徳がならぶ」、「承天」は「天命をうける」、「壽考」は「ながいき」「老人」、「蟄臧」は「穴にこもる」の意。

これによれば、神祠は秥蟬県の県長と県丞が立てたもので、「□平山君」という山神（すぐ東にある烏石山の山神であろう）を祀る祠堂である。それは県民のために長寿や五穀豊穣・盜賊不起などを祈るものである。漢のほかの県で、このように地方官が祠堂を造ったという記録は多くはない。一九二一年に、大同江南岸の船橋里で、「孝文廟銅鍾容十升／重冊七斤／永光三年六月造」という銘のある銅鍾が発見された。楽浪郡に孝文帝（漢の文帝）の廟が造られていたことがわかる。永光三年は、前四一年にあたる。楽浪土城出土の「楽浪礼官」瓦当は、礼官の存在を示すが、孝文廟と関わるという意見もある（駒井和愛「樂浪禮官考」『史苑』一五巻一号、一九四三年）。孝文廟は、文帝の死後、景帝によりその元年（前一五六）に全国の郡国に廟を立てるように詔が出され、元帝の永光四年（前四〇）すなわち銅鍾製作の翌年に、郡国の祖廟を罷めるように指示されている。そのように、中央からの指示によって造られた廟はあったが、秥蟬県の場合は、県長らの意志によるとみられ、少し異なる。

立碑年代は冒頭に年号が記されていたはずであるが、読むのは困難で、小田幹治郎「龍岡古碑の年代考證」（『朝鮮彙報』大正七年正月号、一九一八年）・葛城末治『朝鮮金石攷』（大阪屋号書店、一九三五年）が後漢の章帝の元和二年（八五）とみる意見を提示し、『樂浪郡時代ノ遺蹟　本文』（朝鮮総督府、一九二七年）もそれに従っている。勞榦「秥蟬神祠碑的研究」（『古代中国的歴史与文化』中華書局、二〇〇六年）では「□武□年」と読み、「建武」ではないかと推測している。内藤湖南によれば、「嵩」字は、武帝が「崇」字を用い、霊帝の熹平二年（一七三）になって「嵩」に戻したので、立碑は一七三年以後という。さらに二字目は「和」で、それを用いた年号は「光和」のみであり、四月に戊午のあるのは元年のみ、と

いうことで、霊帝の「光和元年」（一七八）としている（「朝鮮平安南道龍岡郡新出土漢碑釋文」『芸文』五年三号、一九一四年）。それが正しければ、一七八年とみるのが妥当ということになるが、その間に「嵩」字の例もあり、確定ではない。書体・文体としても合うという意見がある（金鍾太「樂浪時代の銘文」『史學志』九輯、一九七五年）。

本館には拓本が二点あり、〔朝拓―００２〕は、一行目と二行目以下とが別紙の二枚である。何箇所か、茶色い色が付着しているが、折りたたんでいるときに、何かが付着し、それが浸透して広がったようである。文字を確認するときに大きな支障はない。もう一点〔朝拓―０６６〕は、採拓の質がかなり劣る。

二、昌寧碑（昌寧新羅真興王太王拓境碑）〔朝拓―００３〕【図２―１】

真興王は、新羅第二四代の王で、在位は五四〇年～五七六年である。七歳で即位した王は、当初、母の摂政を受けたが、異斯夫の活躍もあり、新羅を飛躍的に成長させた。石碑を五箇所に立てており、拡大した領土と威勢を天下に知らせた。本館所蔵拓本は、そのうちの三碑のものであるが（〔朝拓―００４〕と〔朝拓―０５７〕は同じ碑）、順に真興王昌寧拓境碑・真興王巡狩管境黄草嶺碑・真興王巡狩管境北漢山碑というように呼び、略して昌寧碑・黄草嶺碑・北漢山碑と呼ぶこともある。黄草嶺碑と北漢山碑には、碑文中に「真興太王巡狩管境刊石銘記」と記されており、先のような呼称になっているのであるが、昌寧碑にはその句はない。

所蔵していない二碑は、真興王巡狩管境磨雲嶺碑と真興王丹陽赤城碑である。磨雲嶺碑・丹陽赤城碑と呼ぶ。磨雲嶺碑は一九二九年に、丹陽赤城碑は一九七八年に発見されたものであり、松島の拓本蒐集よりもあとの発見である。

真興王の五碑で最も古いのは丹陽赤城碑で、小白山脈を竹嶺で越えて、降りたところにある。五五〇年頃の立碑で（年代部分が欠落）、新羅が高句麗領に進出した最初の碑である。それにつづくのが昌寧碑である。これは、加耶への進出の過程で立てられたものである。所蔵の三碑について順にみていく。

昌寧碑は、慶尚南道昌寧郡昌寧邑橋上里の碑閣のなかに立てられている（【図２―２】・【図２―３】）。一九一四年にその地の古蹟調査を進めていた鳥居龍蔵が、現地の普通学校長橋本良蔵の報告によって火旺山の西麓で確認し公表したため広く知られるようになった。当時すでに碑閣が立てられており、以前から保護されていたようである。確認されてすぐにそこから少し移動したのが現在地である。碑石は花崗岩で、高さ三〇〇センチ、幅一七五・七センチ、厚さ三〇・三～五一・五センチで、碑字は不整形の枠線で囲まれ、二七行からなる。各行は、一六行目までは基本二六字（三行目のみ二七字）であるが、一七行目以降は石の形状によって少なくなっている。総字数六四四字と考えられる。韓国の国宝第三三号である。

武田幸男の釈文によれば、次の通りである（「昌寧・真興王碑」の新研究」『新羅政治社会史研究』勉誠出版、二〇一二年）。（【図２―４】参照）

ただし「推釈した文字は□で囲んで示す」として、区別されているが、ここでは□をはずしている。

【図2-1】昌寧新羅真興王太王拓境碑拓本（154.0×162.5cm　朝拓―003）

【図2-3】昌寧碑（田中撮影）

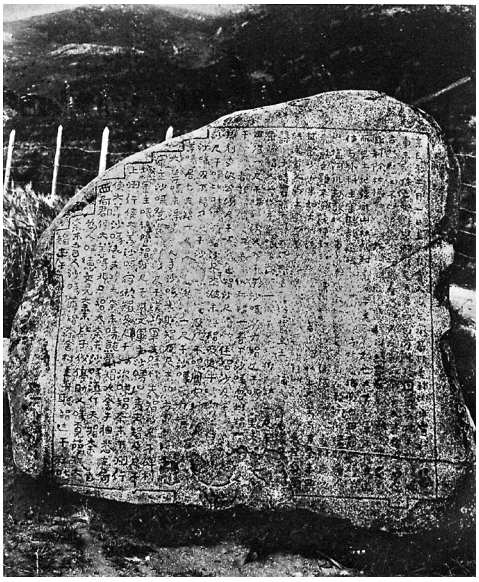

【図2-4】昌寧碑
（武田幸男「「昌寧・真興王碑」の新研究」）

【図2-2】昌寧碑碑閣（田中撮影）

1 辛巳年二月一日立　寡人幼年承基政委輔弼後□□□□
2 事末□□立□□□恩赦□□□□□□□□□地□□陜也
3 古□□□不□□□□□□□□□□□□□普捨□海□谷
4 □利除林模□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
5 而已土地彊域山林□封□□□□□□也大等与軍主幢主道
6 使与外村主審照故□□□□□□□□□海川白田畓□□与
7 □塩河川□教□□事□□□□□□□□□□□□□人
8 □□之雖不滅□□封□□□□□□□□阿□□□□□之
9 其餘少小事如古□□□□□□者□□□上大等与古奈末典
10 法□□人□上□□□□□□□□□□□□□者其身受
11 爵　于時會□□□□□□□□葛文王□□□□□□□□
12 屈珎智大一伐干沙喙□□智一尺干□□折□智一尺干□□□
13 □智一尺干喙□□夫智迺干沙喙另力智迺干喙□里夫智□□
14 干沙喙都□智□□干沙喙□□智一吉干沙喙忽利智一吉干喙
15 珎利□次公沙尺干喙□□智沙尺喙□述智沙尺干喙□□□智
16 沙尺干喙比□□□智沙尺干本波末□智及尺干喙□□智及尺干

（12「干」は、11・12の間の右横）

17 沙喙刀下智及尺干沙喙□□智及尺干喙鳳安智□□□□大
18 等喙居匕夫智一尺干喙□□智一尺干沙喙□力智□□干□
19 大等喙末得智□尺干沙喙七聡智及尺干四方軍主比子伐
20 軍主沙喙登□□智沙尺干漢城軍主喙竹夫智沙尺干碑利
21 城軍主喙福登智沙尺干甘文軍主沙喙心麥夫智及尺干
22 上州行使大等沙喙宿欣智及尺干喙次叱智奈末下州行
23 使大等沙喙春夫智大奈末喙就舜智大舍于抽悉支河
24 西阿郡使大等喙北只智大奈末沙喙須□夫智奈末占
25 爲人喙徳文兄奈末比子伐停助人喙覓薩智大
26 奈末書人沙喙薄智大舍村主奕聡智述干麻叱
27 智述干

冒頭に「辛巳年二月一日立つ」とあり、立碑が五六一年であることがわかる。特に前半部分が摩滅が進み、読むことが難しいが、つづけて「寡人幼年にして基を承け、政、輔弼に委ね、……大等は軍主・幢主と、道使は外村主と審照し、……」とあり、真興王が自らを主語にして記した文章であると確認できる。

一一行目から「時に會し」として、その地に集まった人たちの名を列挙している。個人名はわからないが、副王ともいえる「葛文王」がおり、屈珎智大一伐干・沙喙□□智一尺干・□□折□智一尺干・□□□□智一尺干・喙□□夫智迺干・沙喙另力智迺干・喙□里夫智□□干・沙喙都□智□□干・沙喙□□智一吉干・沙喙忽利智一吉干・喙珎利□次公沙尺干・喙□□智沙尺・喙□述智沙尺干・喙□□□智沙尺干・喙比□□□智沙尺干・本波末□智及尺干・喙□□智及尺干・沙喙刀下智及尺干・沙喙□□智及尺干・喙鳳安智□□□□大等喙居匕夫智一尺干・喙□□智一尺干・沙喙□力智□□干・□大等喙末得智□尺干・沙喙七聡智及尺干と中央高官がならぶ。人名は、所属部名（新羅には六部があった。喙・沙喙など）・人名（人名の語尾は「智」「夫智」が多い）・官位（王京人は一七等の官位。某々干）で表記される。なかには、「沙喙・另（武）力智・迺干」のように、ほかの記録にもあらわれる人物がいる。「另」は、新羅では「武」の異体字である。武力智は、新羅が五三二年に滅ぼした金官国の、降伏してきた最後の王仇亥の三人の子のひとりである。

つづけて、四方軍主が記される。

比子伐軍主　沙喙登□□智沙尺干
漢城軍主　喙竹夫智沙尺干
碑利城軍主　喙福登智沙尺干
甘文軍主沙　喙心麥夫智及尺干

新羅全体を四つに分けた軍管区であり、軍主はその長官である。比子伐は、この昌寧の地である。つづいて、上州の行使大等が沙喙宿欣智及尺干・喙次叱智奈末の二人、下州の行使大等が沙喙春夫智大奈末・喙就舜智大舎の二人。于抽悉支河西阿郡の使大等が、喙北只智大奈末・沙喙須□夫智奈末の二人。ここまでが中央派遣の地方官である。

このように、中央の高官と、地方に派遣されている高官がこの地に集まっているのである。

最後に、占爲人の喙徳文兄奈末と比子伐停助人の喙覓薩智大奈末で、この集まりを支えた。書人（碑文を書いた）が沙喙薄智大舎。以上は、新羅王京の人である。残る村主奕聡智述干・麻叱智述干の二人は在地の人たちである。「述干」は、王京人の官位とは別の、地方人の官位であり、そのような二重体系は新羅独自である。

新羅の加耶進出はすでに五二〇年代からはじまっているが、その対象地域は倭・百済と長く友好な関係にあった金官・卓淳など、加耶南部の諸国であり、真興王に先立つ法興王の時代であった。上記の金官国はその時、滅ぼしている。その後、百済との和議もあって一時中断し、まずは高句麗領をめざすようになる。それが五四〇年代後半であり、高句麗領に進出した最初の地が上記の丹陽であった。そのまま漢城めざして進軍し、漢城の地で百済と対立して戦争となり、それに勝利して、百済の聖王を戦死に追い込んだのが五五四年であった（【図2―5】参照）。

加耶への進出はその後再開するが、新羅王京金城から断石山を越えて西南に向かえばここ比子伐（比斯伐）があり、その先に大加耶があった。新羅がそうしたルートで比子伐に進出し、そこで地方長官も呼んだ集まりを開いた。そのときに立てたのが昌寧碑である。新羅は、五六二年に大加耶を攻撃し、大加耶が降伏したが、それに伴って、大加耶と同盟関係にあった残された加耶諸国がすべて新羅に降った。立碑はその前年にあたるのであり、翌年本格的に攻撃するに先立って、示威行動をしたものと考えられる。

碑文はそうした目的で立てられたものであるが、記述を通して、五六一年の時点における六部や官位制の実情も知ることができる。

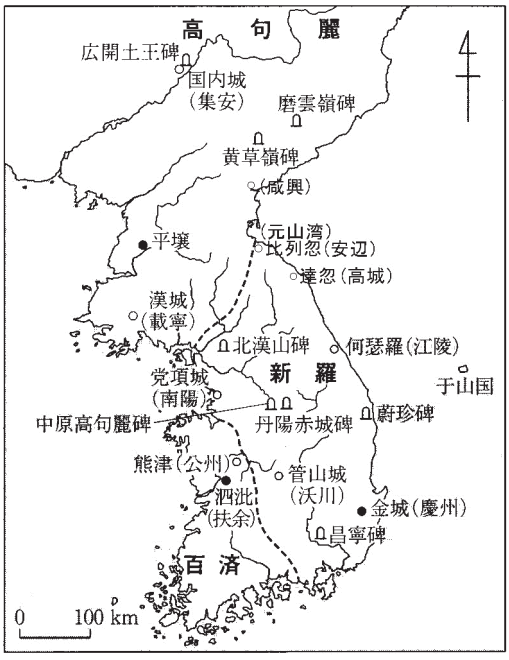

【図2-5】朝鮮三国の境域（570年、田中作成）
＊括弧内は現代地名。

三、黄草嶺碑（咸興新羅眞興王巡狩碑）〔朝拓―004〕【図3―1】

黄草嶺碑は、現在、北朝鮮の咸鏡南道咸興市の咸興本宮にある（現在は、咸興歴史博物館の別館となっている）。本宮は、朝鮮王朝を建国した李成桂の生家を祠堂にしたもので、その外庭のすみに碑閣が立てられ（【図3―2】）、そのなかに、磨雲嶺碑と並んで立てられている（【図3―3】・【図3―4】）。両碑あわせて「国宝遺跡第一一〇号」とされている。碑はほんらい、咸興の北五〇キロほどの黄草嶺の嶺上にあったが、一八五二年にここに移された。

朝鮮王朝の咸鏡道観察使であった尹定鉉が、碑が倒壊して破砕しているのを見て、現在地に移したもので、蓋石（笠石）や台石はすでになく、碑石は四つ以上に割れ、中心部と左下の小片が残るのみで、左上・右上と右下が失われていた。右下の断片はその後、一九三一年に谷下で発見され、接合された。本館の拓本に右下部分がないのは、それ以前の拓本であることを示す。

碑文について著録したもので最も古いのは、一六〇〇年前後に書かれた車天駱『五山説林草藁』であるが、新羅の碑であるという認識はない。一七世紀に韓百謙の『東国地理志』や、李俣の『大東金石書』に著録されており、そのころから広く知られるようになっていた。

上記のように、この碑よりもさらに北（咸鏡南道利原郡）で、磨雲嶺碑が発見されたが、文章はほぼ同じと考えられ、それをもとにして黄草嶺碑も欠落したり、不鮮明な部分も推定できるところがある。ここで、これまでの釈文を参考にして、黄草嶺碑の釈文を示せば、次のとおりである（【図3―5】参照）。

5　八月廿一日癸未眞興太王□□管境刊石銘記也
10　世道乖眞玄化不敷則耶爲交競是□帝王建号莫不脩已以安百姓然朕
15　紹太祖之基纂承王位兢身自愼恐違□□以蒙天恩開示運記冥感神祇應
20　四方託境廣獲民土隣國誓信和使交通府□□□撫育新古黎庶猶謂道化
25　未有於是歳次戊子秋八月巡狩管境訪採民心以欲勞□□□忠信精誠才□
30　爲國盡節有功之徒可加賞爵物以章勳効　廻駕頤行□□□十四□□
　　堺者矣　于時隨駕沙門道人法藏慧忍　太等喙□□□夫
　　□知迊干喙部服冬知大阿干比知夫知及干未知□奈末
　　□兮大舍沙喙部另知大舍裏内從人喙部□兮次
　　人喙部与難大舍藥師沙喙部罵兄小□奈夫
　　□典喙部分知吉之裏公欣平小舍□末買
　　喙部非知沙干助人沙喙部尹知奈末

参考として、磨雲嶺碑（【図3―3】右）の釈文をあげれば、次のようになる。磨雲嶺碑は前面（表面）と裏面（碑陰）とに記されている。

（前面）
5　1　太昌元年歳次戊子□□廿一日□□□興太王巡狩□□刊石銘
10　2　記也
15　3　夫純風不扇則世道乖眞旨化不敷則耶爲交競是以帝王建号莫
20　4　不脩已以安百姓然朕歷數當躬仰紹太祖之基纂承王位兢身自
25　5　愼恐違乾道又蒙天恩開示運記冥感神祇應符合娉因斯四方託
30　6　境廣獲民土隣國誓信和使交通府自惟忖撫育新古黎庶猶謂道

【図3-1】咸興新羅真興王巡狩碑拓本（135.9×53.6cm　朝拓―004）

【図3-3】黄草嶺碑・磨雲嶺碑（田中撮影）

【図3-2】咸興本宮碑閣（田中撮影）

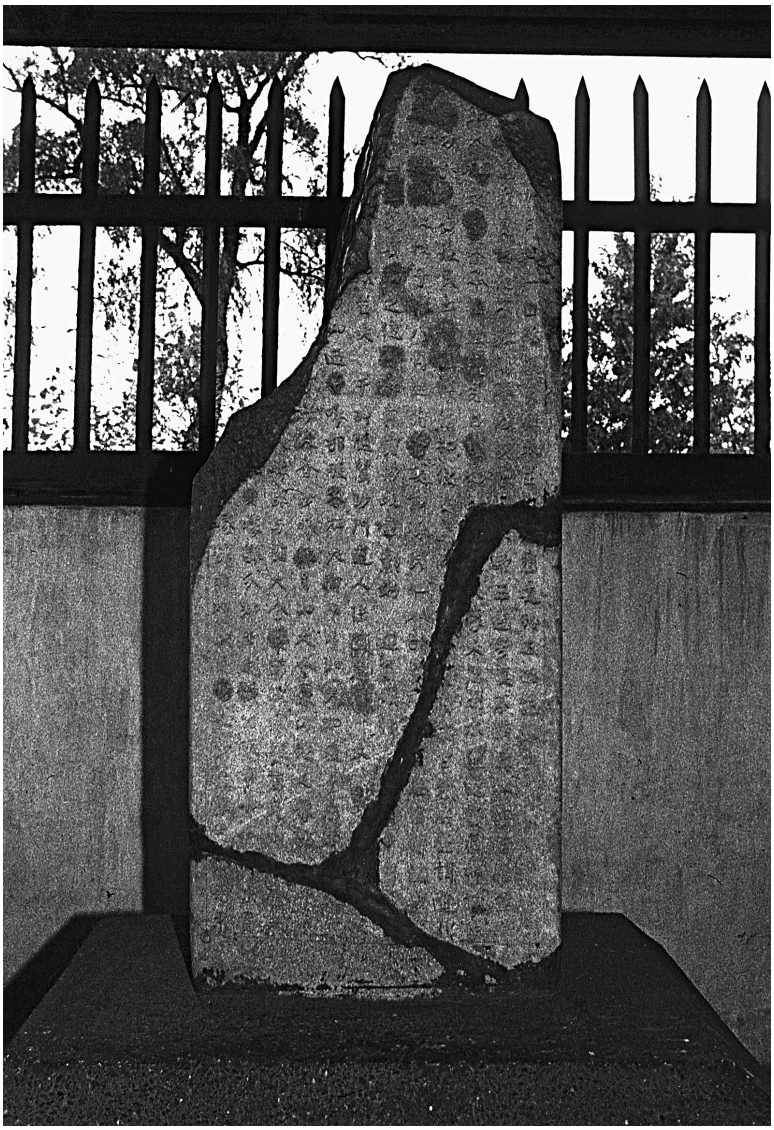

【図3-4】黄草嶺碑（田中撮影）

【図3-5】黄草嶺碑拓本
（葛城末治『朝鮮金石攷』大阪屋号書店、一九三五年）

7 化不周恩施未有於是歳次戊子秋八月巡狩管境訪採民心以欲
8 勞賚如有忠信精誠才超察厲勇敵强戰爲國盡節有功之徒可加
9 賞爵□以章勳勞
10 引駕日行至十月二日癸亥向涉是達非里□廣□因論邊堺矣

（裏面）

1 于時是隨駕沙門道人法藏慧忍　太等喙部居柮夫智伊干内夫
2 智伊干沙喙部另力智迊干喙部服冬智大阿干比知夫知及干
3 未知大奈末及珍夫知奈末執駕人喙部万兮大舍沙喙部另知
4 大舍裏内從人喙部沒兮次大舍沙喙部□尸知大舍騶人沙喙
5 部爲忠知大舍占人喙部与難大舍藥師罵支次小舍奈夫通典
6 本彼部加良知小舍□□本彼部莫沙知吉之及伐斬典喙部夫
7 法知吉之裏内□□□□□□名吉之堂來客裏内客五十外
8 客□□□□□□□□□□□□智沙干助人沙喙部舜知奈末

これらによれば、真興王の「巡狩管境」のときに、石に刊して銘記したものであり、巡狩管境碑という名称が妥当である。王は、およそ次のように述べている。

夫れ純風扇(あお)がざれば則ち世道は眞に乖き、旨化敷(あまね)かざれば則ち耶や交競を爲す。是を以て帝王建號し、己れを脩めて以て百姓を安んぜざる莫し。然して朕の歷數、當に躬ら太祖之基を仰紹し、王位を纂承す。兢身して自愼し、乾道に違わんことを恐る。又た天恩を蒙り、運記を開示し、神祇に冥感し、符に應じ娉（算）を合わせ、因りて斯こに四方に託境し、廣く民土を獲、隣國誓信し、和使交通し、府自ら惟れ忖す。新古の黎庶を撫育し、猶お謂う、道化周ねからず恩施未だ有らず、と。

是に於て歳次戊子（五六八）秋八月、巡狩管境し、民心を訪採し、以て勞賚せんと欲す。如し忠信・精誠にして才超えて厲(あやう)きを察し、勇敵と強戰し、國の爲に節を盡くし功有るの徒有らば、爵物を加賞し以て勳効を章らかにすべし。

そして、この地にやってきた日付を記した上で、「時に隨駕せる」人たちを列記している。そのなかには二人の「沙門道人」である、法藏・慧忍がおり、つづいて大等で喙部の居柮夫以下の高官たち、および従駕の人々がならぶ。

「太昌元年歳次戊子」は、五六八年にあたり、太昌は新羅独自の年号である。七歳で即位した真興王は三〇歳近くになっていた。真興王は、沙門道人をはじめ、中央高官たちを連れて、まさに「巡狩管境」して、この地に至ったのである。「八月廿一日癸未」は、都を出発した日であり、黄草嶺碑では「駕を廻し顧行し、□月十四日」という日付がみえる。ちょうど、欠落している部分にあたり、何月のことか、日付干支がどうかは、わからない。これが到着した日であろう。磨雲嶺碑には「駕を引きて日々に行き、十月二日癸亥に至り」とある。これからすれば、黄草嶺には、帰りに寄ったということで、まずは磨雲嶺まで行って「十月二日」に着いて碑を立て、そのあと黄草嶺には「□月十四日」に着いたということである。「□」は「十」と考える必要がある。文章はあらかじめ準備することができるが、碑石はどうであろうか。容易に見つけることができるものか。現地での加工も容易ではない。とすれば碑石をあらかじめ準備し、運んでいったということで、それも容易なことではないが、そ

れだけの周到な準備をして、「巡狩管境」したのである。規模は異なるが、秦の始皇帝やインドのアショカ王が巡幸して碑を立てたことと軌を一にする。新羅においても、あとにも先にもない。刻字するのは、日付前後のみあけてあらかじめ、というわけにはいかないので、現地においてであろう。王がそのまま王京に戻ったとすれば、一一月下旬と考えられる。三ヶ月にわたる大巡幸であった。

ところで池内宏は、当時の新羅の領域を検討して、新羅が黄草嶺碑の地まで拡大したことはなく、碑は高麗時代に移したのではないかという推論を発表したが（「真興王の戊子巡境碑と新羅の東北境」『古蹟調査特別報告』第六冊、一九二九年）、発表直後に、黄草嶺よりもさらに北で、磨雲嶺碑が発見された。

池内の移動したという主張は、根拠が失われたかにみえるが、新羅の領土が当時、現在の元山あたりまでであったという点は認めるべきであろう。高句麗が五七〇年に日本に使者を送っているということに注目をしたい。高句麗と日本とは基本的に敵対関係であったが、成長する新羅に対抗し、日本に友好な関係を求めてのことで、石川県の海岸に漂着している。『日本書紀』に「越の岸」とある。最初に郡司「道君」が天皇と称して会い、彼らを隠匿し、対立する「越の人江渟臣裙代」がそれを訴えでて明るみに出た、という経緯がある。そのことから、およその漂着位置を確認することができる。

道君は、加賀郡味知郷と関係あるとみる意見がある。味知郷は石川県鶴来町を含む手取川東岸地帯に比定される。高句麗使の着いた海岸は、道君の関係から、手取川の河口を利用した比楽湊ではないかとみられる。その後も、五七三年、五七四年とつづけてやって来ている。その使者がどこから来たのかといえば、東海岸であることはまちがいない。もし新羅が五六八年以後にも、この黄草嶺・磨雲嶺の地まで領土化していたならば、高句麗の船出は、それを大きく迂回しなければならず、かなり困難なものであったとみなければならない。

『三国史記』新羅本紀・真興王二九年（五六八）条に、

> 冬十月、北漢山州を廃し、南川州を置く。又た比列忽州を廃して達忽州を置く。

とある。比列忽州は、元山の南の安辺であり、達忽はさらに南の高城にあたる。これは、新羅の東北領域支配における後退である。真興王は、磨雲嶺まで一〇月二日に達しているが、その後、黄草嶺に一四日に寄って、王京に戻ったということになる。一〇月は巡狩のさなかである。王が戻るのとともに、先端基地が比列忽から達忽に後退した、ということである。高句麗は、元山湾から船出することができたであろう（**【図2―5】**参照）。

四、北漢山碑（京城北漢山　新羅真興王巡狩碑）〔朝拓―００５〕【図4―1】

残る一つが、北漢山碑である。北漢山碑は、国立中央博物館の屋内に展示されている（**【図4―2】**・**【図4―3】**）。高さ一五四センチ、幅六九センチ、厚さ一六・六センチである。韓国の国宝第三号。もともとは、ソウルの北にある北漢山の主峰から西に延びる支脈のひとつの峰の上に立てられていたのであるが（**【図4―4】**）、一九七二年にそこから景福宮に、さらに一九八六年、国立中央博物館の館内に移され、二〇〇五年に国立中央博物館が現在の地に移る際に、

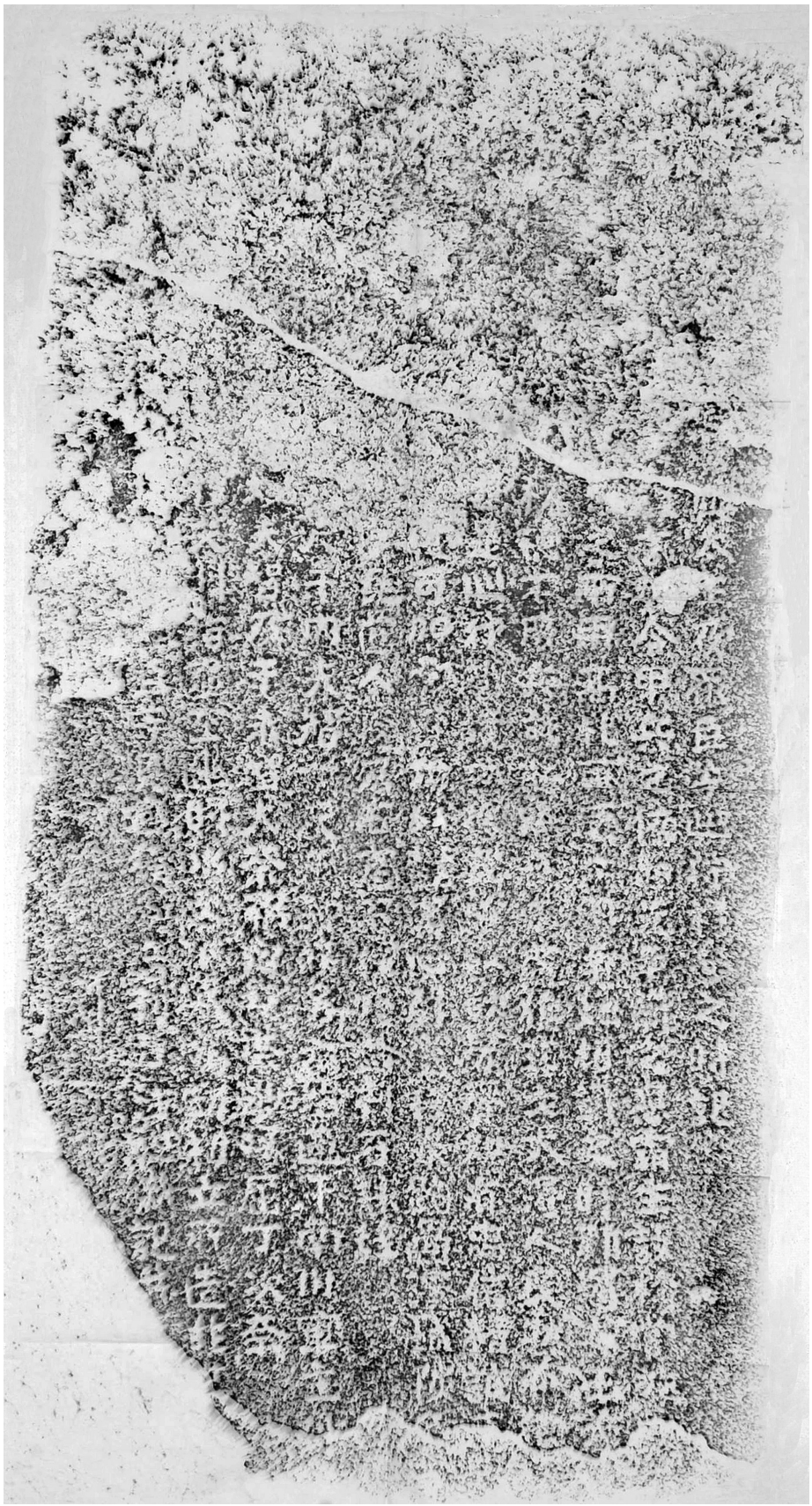

〈右側面〉

【図4-1】京城北漢山　新羅真興王巡狩碑拓本（135.8×68.4cm　同側碑拓本135.0×17.1cm　朝拓―005）

【図4-3】北漢山碑（田中撮影）

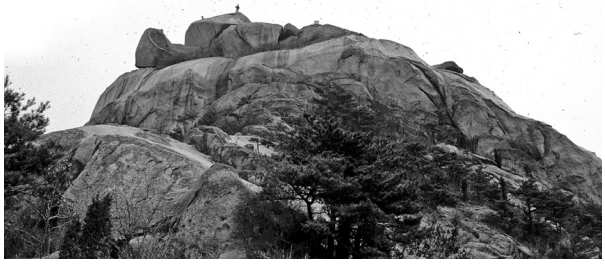

【図4-4】碑峰（田中撮影）

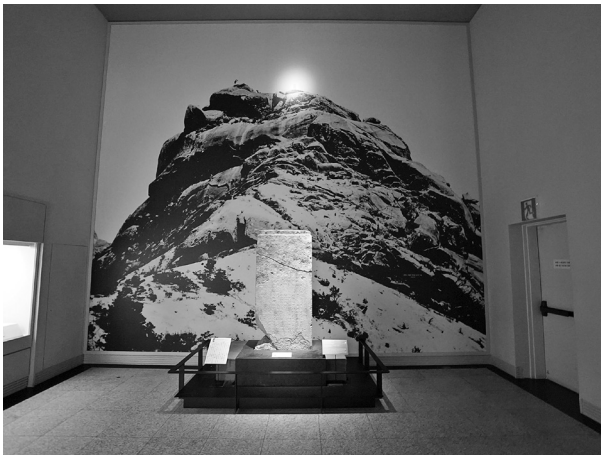

【図4-2】北漢山碑展示状態（田中撮影）

【図4-5】北漢山碑旧標示（田中撮影）

移動された。碑が立っていた峰は、碑峰と呼ばれる。僧伽寺の背後の急峻な斜面を登った上であり、自然の岩盤を彫ってほぞ穴と台を造りだし、その上に立てられていた。碑を移したあと、そこに碑があったことを示す標示石があったが（【図4―5】）、二〇〇六年に碑のレプリカが立てられた。

碑の右側面に彫られた文字には「此新羅眞興大王巡狩之碑丙子七月金正喜金敬淵來讀」とあり、さらに「丁丑六月八日金正喜趙寅永同來審定殘字六十八字」とある。金石学にも造詣の深い金正喜が「丙子七月」に碑峰に登ってこの碑を見て、真興王の巡狩碑であると認定し、翌年「丁丑六月八日」にも来て、さらに文字を審定したという。丁丑年は一八一六年である。その後、広く知られるようになった。

北漢山碑の釈文も、これまでの釈文を参考にして示せば次のとおりである。

5
1 眞興太王及衆臣等巡狩□□之時記
2 □言□令甲兵之仿□□□□□□霸主設於賞□□
3 □之所用高札西岑□□□□相戰之時新羅□王□
4 □德不□兵故□□□□□猶建文大得人民牧存彷
5 只是巡狩管□□□民心□欲勞賚如有忠信精誠右
6 □□可加賞□□以□□□□□路過漢城陟□
7 □□見道人□居石窟□□□□刻石誌辭
8 □尺干内夫智一尺干沙喙另力智迊干南川軍主沙
9 □夫智及干未智大奈□□□□沙喙屈丁次奈
10 □□□指□空幽則水六□□□劫初立耶造非茄
11 □□□□□狩見□□□□□□□□□歲記井
10
15
20

ここには年代が記されていない。『三国史記』新羅本紀の真興王一六年（五五五）条に、

冬十月、王、北漢山に巡幸し、封疆を拓定す。

とみえ、この時に立てたとみることができれば、わかりやすいのであるが、碑文に「南川軍主」が登場しており、真興王二九年（五六八）条の、先にあげた比列忽州廃止の記事の前に、

冬十月、北漢山州を廃し、南川州を置く。

とある。従って、これ以後ということになる。ただしこの年に王は、一〇月に磨雲嶺・黄草嶺まで巡幸しており、その帰りに寄ることができなくはないものの、東海岸を往復するのみではなく、北漢山にまで移動するのは容易ではない。あらためて、北漢山をめざして巡幸する機会があったとみるほうが無理がないであろう。

文章としても、黄草嶺碑・磨雲嶺碑とは異なっており、「巡狩管境」とあったようには考えられるが、別の機会に造られたものとみるほうがよさそうである。